

初等・中等教育段階の学習経験と現在の部落問題認識

高田一宏(大阪大学 人間科学研究科)

はじめに

今回の調査では、部落問題を「知っている」人は有効回答者の 76.8 % (512 人) だった。「知っている」人のうち、認知経路として大学入学以前の学校教育（小・中学校、高等学校など）をあげた人は 72.3 % (370 人) である（本文 7 頁）。また、小・中学校や高等学校などいずれかの学校の授業で部落問題について学んだことがある人は 81.8 % (419 人) にのぼった（本文 11 頁）。

多くの学生にとって、部落問題との最初の出会いの場は学校の人権教育である。学生はその後折に触れて学校で部落問題を学んでいる。ここでは、これら初等・中等教育段階における部落問題学習の経験と現在の部落問題認識がどのように関連しているのかを、いくつかのクロス集計をもとに検討したい。

具体的には、まず、学習内容（問 8）と差別の現状認識（問 9）や差別に対する態度（問 11 と問 12）との関係を見る。そして、性的少数者（LGBT）に対する差別の学習経験（問 19）や差別の深刻さについての認識（問 20.1）と比較しながら、学生の部落問題認識の特徴を明らかにしたい。

1. 学習内容と差別の現状認識・差別に対する態度

小学校・中学校や高校などでの学習を経験した人と経験していない人を比べると、差別が存在するかどうかの認識にはあまり違いがない。ただし、後者では「わからない」がやや多く、判断を保留する傾向がみられる（本文 14 頁）。

表1 問9 差別があると思うか「ある（「明らかに」＋「どちらかといえば」の合計）
（小・中・高で経験した学習内容ごとに比較）

	日常の交流や交際	就職	結婚	引っ越し・住宅購入	インターネット
歴史(n=368)	18.2	32.1	42.9	36.2	38.6
法・制度(n=244)	18.1	36.0	46.3	39.3	44.3
校区・地域の部落(n=98)	26.5	40.8	50.0	49.0	51.1
産業・文化(n=46)	17.4	36.9	50.0	43.5	43.5
結婚差別(n=208)	18.2	33.2	44.2	38.0	42.8
就職差別(n=175)	17.7	37.2	45.7	42.9	46.3
インターネット(n=49)	16.3	34.7	49.0	42.9	59.2
部落解放運動(n=148)	18.3	35.1	48.6	38.5	46.7
講師の話(n=65)	24.6	36.9	44.6	47.7	52.3
フィールドワーク(n=7)	0.0	0.0	14.3	28.6	14.3
映画・ビデオ(n=86)	19.8	34.6	48.9	52.3	54.6
部落差別を「知っている」全体(n=512)	17.4	32.4	41.6	36.7	38.9

では、学習した内容によって、差別が存在するかどうかの認識は異なるのだろうか。

学習したことがある内容（問 8）ごとに差別が「ある」（「明らかにある」と「どちらかといえばある」の合計）とした回答を集計しなおしてみると、「校区・地域の身近な部落

のこと」を学習した人は、さまざまな場面で差別が「ある」と回答する傾向にあることがわかった。「日常の交流や交際」「就職」「結婚」「引っ越し・住宅購入」では「ある」がもっとも多い。「インターネット上の投稿」でも全体（38.9%）より多くなっている（表1）。

これはおそらく、「校区・地域の身近な部落のこと」を選んだ人の中に校区に部落がある学校に通っていた人が多く含まれることが影響したのであろう。大阪などでは校区に部落がある学校を同和教育推進校と呼んでいたが、これらの学校では、他校に比べて部落問題学習の内容や指導方法に関して多くの工夫がなされ、学校全体として取り組む体制が整備されている。たとえば、総合的な学習の時間を活用した年間計画を作ったり、学校独自で学習教材を開発したり、様々なゲストティーチャーを招いたりすることなどである。

しかし、結婚や住宅の購入・賃借といった場面における個人の態度には、学習内容による違いが見られない。前者（問11）では学習内容にかかわらず9割を超える人が「迷いながらも問題にしないだろう」あるいは「まったく問題にしないだろう」と回答している（表2）。後者（問12）では、どの学習内容でも「こだわらない」が約5割、「わからない」が約3割、部落や部落内の物件を「避ける」が合わせて約2割でほぼ一定である（表3）。

表2 問11 結婚したい相手が部落出身であったときの態度
（小・中・高で経験した学習内容ごとに比較）

	考えなおすだろう	迷いながらも結局は考えなおすだろう	迷いながらも結局は問題にしないだろう	まったく問題にしないだろう	回答なし
歴史(n=368)	1.6	5.4	28.3	64.4	0.3
法・制度(n=244)	1.2	4.5	27.0	66.8	0.4
校区・地域の部落(n=98)	1.0	1.0	31.6	66.3	0.0
産業・文化(n=46)	0.0	6.5	21.7	71.7	0.0
結婚差別(n=208)	1.0	3.8	29.3	65.4	0.5
就職差別(n=175)	0.6	3.4	28.6	67.4	0.0
インターネット(n=49)	0.0	4.1	36.7	59.2	0.0
部落解放運動(n=148)	1.4	6.1	25.0	67.6	0.0
講師の話(n=65)	1.5	3.1	18.5	76.9	0.0
フィールドワーク(n=7)	0.0	0.0	28.6	71.4	0.0
映画・ビデオ(n=86)	0.0	5.8	31.4	62.8	0.0
「知っている」全体(n=512)	2.1	5.9	25.8	65.8	0.4

表3 問12 住宅の購入や賃借に際しての態度
（小・中・高で経験した学習内容ごとに比較）

	部落・小学校区のどちらも避ける	部落の物件は避ける	こだわらない	わからない	回答なし
歴史(n=368)	13.3	6.3	49.2	31.0	0.3
法・制度(n=244)	11.9	7.0	50.4	30.7	0.0
校区・地域の部落(n=98)	11.2	10.2	48.0	29.6	1.0
産業・文化(n=46)	17.4	2.2	47.8	32.6	0.0
結婚差別(n=208)	11.5	5.8	51.9	30.8	0.0
就職差別(n=175)	10.3	7.4	52.6	29.7	0.0
インターネット(n=49)	12.2	4.1	55.1	28.6	0.0
部落解放運動(n=148)	12.8	8.8	50.0	28.4	0.0
講師の話(n=65)	7.7	12.3	47.7	32.3	0.0
フィールドワーク(n=7)	14.3	0.0	57.1	28.6	0.0
映画・ビデオ(n=86)	10.5	4.7	53.2	32.6	0.0
「知っている」全体(n=512)	12.1	7.2	47.5	33.0	0.2

自分の生活圏にある部落について学んだ人でも部落や部落周辺の物件を「避ける」人が

少なくないのは不思議ではある。しかし、経済合理性によって「避ける」行為が一般的に差別とみなされていないことから考えれば（本文 20 頁）、さしたる抵抗感なく「避ける」行為を選ぶことも理解できなくはない。

なお、参考までに、表 1～表 3 には部落差別を「知っている」と答えた人全員の回答結果を載せてある。これと比べても「校区・地域の身近な部落のこと」を回答した人は、明らかに差別が「ある」と回答する傾向にある。「知っている人」の中には小・中学校や高校などで部落問題を学んだことがない人も含まれるのでこの結果は当然だとはいえる。一方、差別に対する態度を尋ねた問いでは、そうした差がほとんどみられない。

2. 性的少数者に対する差別との比較

2000 年代以降の市民人権意識調査では、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002 年に閣議決定。2025 年に全面的改訂）が取り上げる様々な人権課題について、認知度や関心を尋ねるようになってきている。そして、若年層では部落差別は関心も認知度も低い課題であるのに対して、性的少数者の人権は関心も認知度も高いことが明らかになっている（茨木市『人権問題に関する市民意識調査報告書』令和 4 年 3 月）。今回の調査でも、部落差別との比較を念頭に置いて性的少数者（LGBT）に対する差別についての認識や学習経験を尋ねている。

小・中学校や高校での学習経験（部落差別は問 7、性的少数者への差別は問 19）と課題の深刻さについての認識（部落差別は問 13.1、性的少数者への差別は問 20.1）との関係を見ると、部落差別が「深刻な問題ではない」という意見に賛成する人は約 5 割である（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）。それは学習経験がある人でも過半数（55.1%）がそう答えているためである。一方、学習経験のない人では判断の保留（無回答）が約 6 割（59.9%）を占める（図 1）。

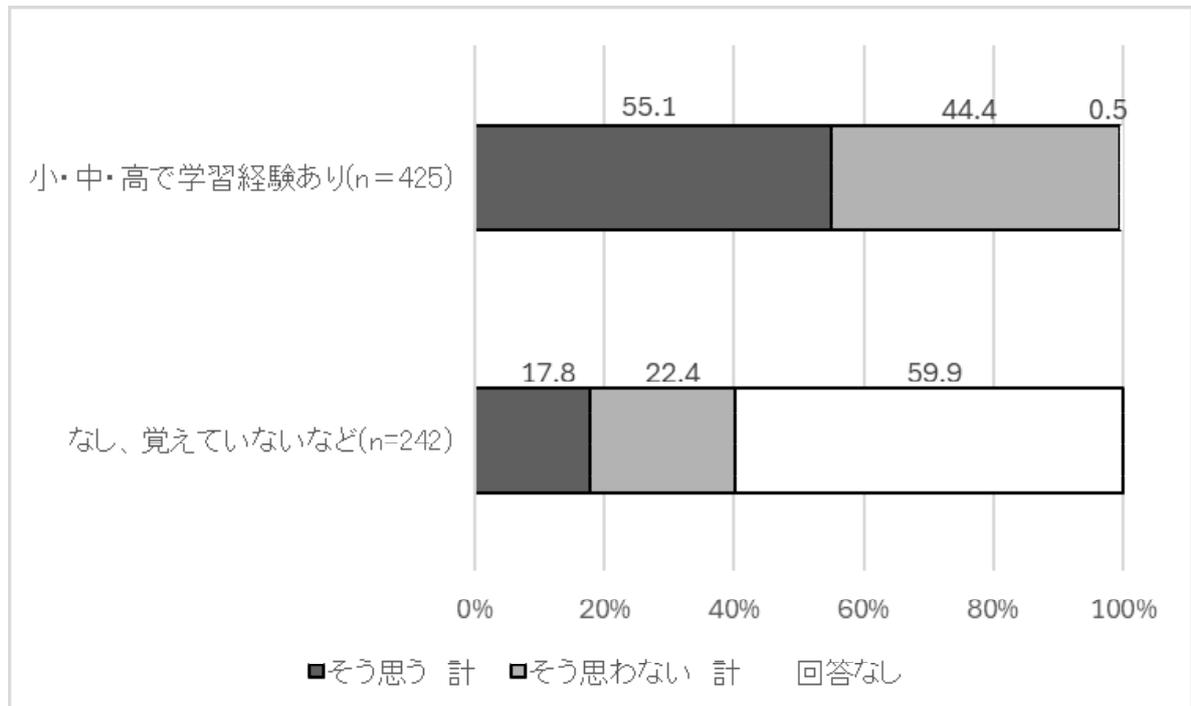


図 1 問 13-1 今の社会で、部落差別は深刻な問題ではない

これに対して、性的少数者への差別が「深刻な問題ではない」という意見に賛成する人は学習経験の有無にかかわらずかなり少なく3割を割っている（学習経験がある人は23.2%。ない人は26.8%）（図2）。

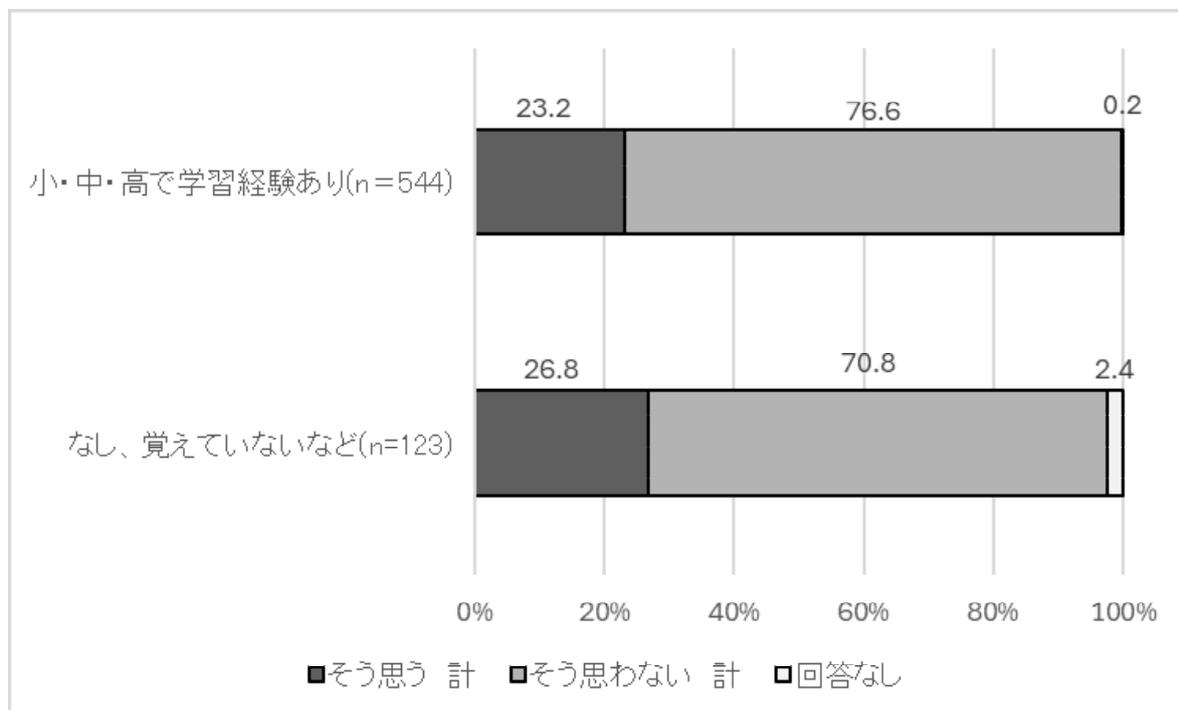


図2 問20-1 今の社会で、性的少数者に対する差別は深刻な問題ではない

部落差別と性的少数者に対する差別の深刻さを比べることには意味がないが、上の結果が示唆するのは、ある問題が社会的に大きな関心を集めているかどうか、学校での学習と並んで、あるいはそれ以上に、人権問題に対する認識に影響しているということである。要するに、教室の外の社会で取り上げられない問題は「大した問題ではない」とか「もはや問題は解決済みだ」と誤認されるおそれが強いということである。

だからといって、学校の人権教育に効果がないというわけではない。図1からわかるように、少なくとも社会的に解決を求められている問題が存在していることを知らせる効果はありそうだ。過去の調査と単純に比べることはできないが、今回の調査では部落差別解消推進法を知る人が大きく増えていた。また、これとの因果関係は定かでないが、中学校の社会科や高校の公民の教科書でも法律はとりあげられるようになっている（本文5頁）。

2002年に「地対財特法」が期限切れを迎えてから2016年に部落差別解消推進法が制定されるまでの間、部落問題の解決に関わる法律には空白期間があった。法律がなくなったからといって教育・啓発ができなくなったわけではないが、法律ができたことによって教育・啓発をやりやすい環境が生まれたことは確かであろう。部落問題に関する法律の存在自体が、社会的に何らかの対応が求められていることを学生に伝えるメッセージになっている可能性もある。実際、法律の認知度ごとに「深刻な問題ではない」という意見に対する考えを比べてみたところ、法律を詳しく知る人ほど「そう思わない」が多い傾向にあっ

た（表4）。

表4 問13.1 部落差別は「深刻な問題ではない」
（部落差別解消推進法の認知度ごとに比較）

	そう思う	どちらかと言え ばそう思う	そう思う 計	あまりそう思 わない	そう思わない	そう思わない 計	回答なし
よく知っている(n=51)	11.8	39.2	51.0	29.4	15.7	45.1	3.9
少し知っている(n=253)	11.9	38.3	50.2	33.2	10.7	43.9	5.9
あまり知らない(n=154)	11.7	34.4	46.1	26.0	12.3	38.3	15.6
まったく知らない(n=207)	10.6	14.5	25.1	16.4	7.7	24.1	50.7
回答なし(n=2)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
全体(n=667)	11.4	30.1	41.5	25.9	10.5	36.4	22.0

おわりに

ここでは大学入学以前の部落問題の学習経験と現在の部落問題認識の関連を検討してきた。ただし、クロス集計でわかるのは両者が相関しているかどうかである。因果の関係は論理的に推測するしかない。また、学生の部落問題認識には学校での学習以外の要因（家族・友人・知人などから得る情報、インターネット、テレビ、新聞、雑誌、書籍などから得る情報、差別にまつわる実体験など）が影響するはずだが、それらの要因について今回の調査では調べていない。

以上のような限界はあるものの、校区に部落を有する学校などで行われてきた身近な部落に関する学習に一定程度の効果があることはうかがえた。また、人権問題に関わる社会情勢の変化が人権・部落問題の学習環境や学習内容を変える可能性も示唆された。これらの知見は今後の詳しい分析や新たな調査研究の参考としたい。